

# 滋賀県立高等専門学校整備事業 実施方針（案） 骨子

## 1 特定事業の選定に関する事項

### (1) 基本方針

#### ア 基本理念

「すべての人と地球を支える技術を磨く学校」

最先端のモノづくりの技術の習得に加え、技術者同士の交流、幅広い教養科目や滋賀ならではの学びにより、①すべての人と地球を支える技術者の育成、②地域や産業への技術実装、③技術への関心と憧れを創出する。

#### イ 設置目的

##### (ア) 滋賀発で次代の社会を支える高等専門人材の育成

これからの滋賀や社会を支える価値創造力と専門性、実践力を兼ね備え、協働して挑む高等専門人材を育てていくことを目的とする。

##### (イ) 技術者育成・交流のハブとして地域産業・社会に貢献

技術を通じてあらゆる世代の人々が行き交い、様々な学びと実践の機会を提供する場として、地域の産業および社会に貢献していくことを目的とする。

#### ウ 設置意義

##### (ア) 様々なキャリアパスにつながる学びの提供

産業界のニーズや今後の社会動向を踏まえた技術人材の育成に向け、情報技術をベースとした多様な学びが可能となる環境を整備し、様々なキャリアパスにつなげる。

##### (イ) 共創による産業の活性化

産業界との共創を実現することで、地域に根差しつつ世界を見据えた高度な技術人材の輩出や新たな産業の創出など、産業の活性化につなげる。

##### (ウ) 地域と地球の課題の解決

リスクリテラシー教育の提供や地域と地球の課題の解決に向けた協働取組の実施など、高専という場を通して人や技術、課題の対流を生み出す。

### (2) 事業方式

本事業の事業方式は、BTO（Build-Transfer-Operate）方式（※）とする。

（※）PFI法に基づき、本事業を実施する民間事業者（事業者）が本施設の設計および建設を行い、法人に施設の所有権を移転した後、維持管理を行う方式のこと。

### (3) 事業範囲

事業項目	主な業務内容
施設整備	事前調査業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、備品等調達業務
開校準備	開校準備期間中の維持管理業務
維持管理	施設等保守管理業務、修繕・更新業務、清掃業務、環境衛生管理業務、植栽管理業務、警備業務

#### (4) 事業期間（想定）

- ・ 施設整備期間 : 令和 6 年（2024 年）10 月から令和 9 年（2027 年）12 月まで
- ・ 開校準備期間 : 令和 10 年（2028 年）1 月から令和 10 年（2028 年）3 月まで
- ・ 供用開始年月日 : 令和 10 年（2028 年）4 月 1 日
- ・ 維持管理期間 : 令和 10 年（2028 年）4 月から令和 25 年（2043 年）3 月まで

#### (5) 事業者（P F I 事業者）の収入

公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービス（施設整備、開校準備、維持管理）の対価としてサービス購入料を支払う。

#### (6) 特定事業の選定および公表に関する事項

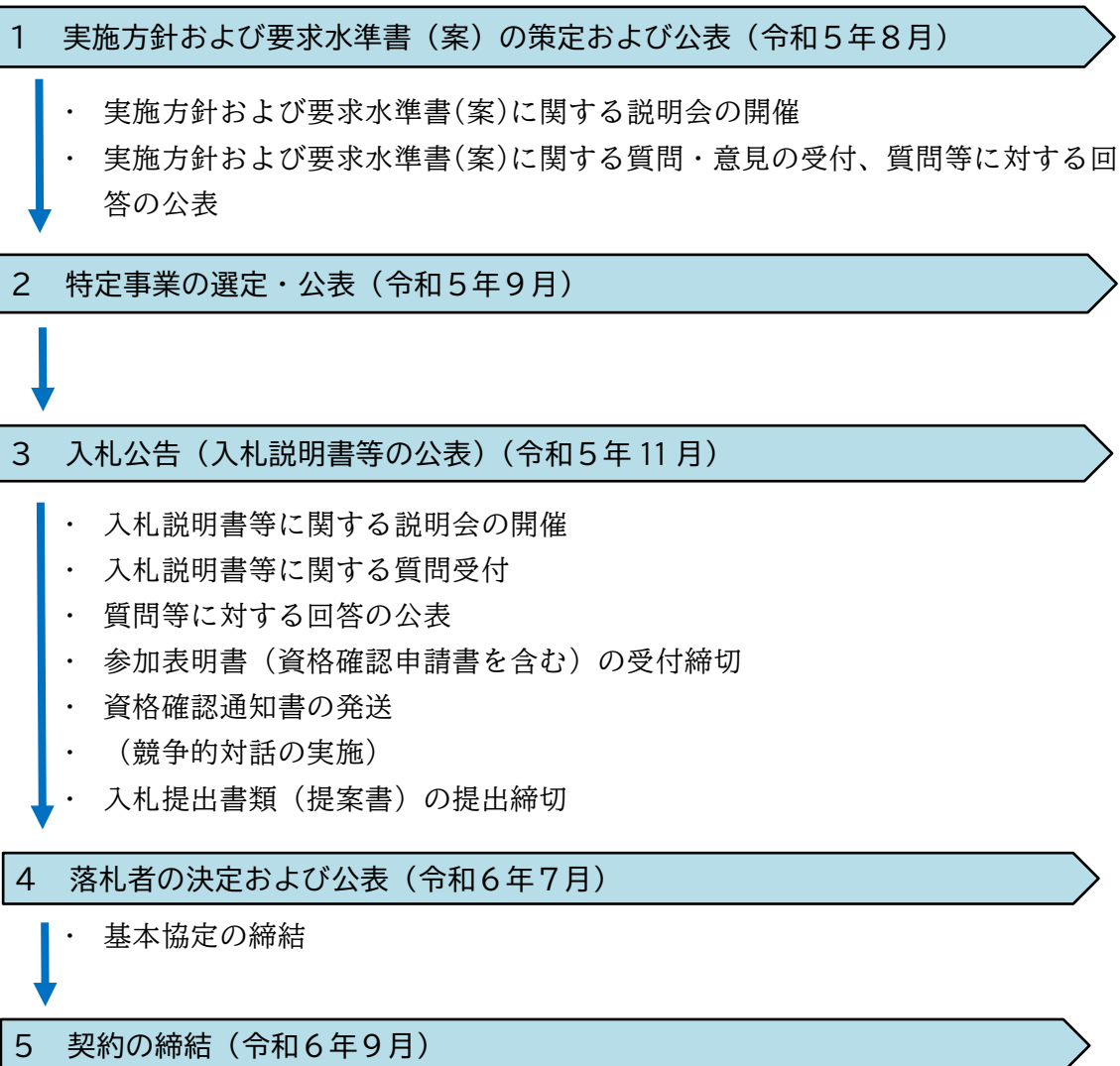
項目	内 容
選定基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人が本事業を P F I 事業として実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた法人の財政支出額の縮減が期待できる場合、または法人の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、本事業を特定事業として選定。</li></ul>
選定方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を実施。</li><li>・ 法人が提供を受けるサービス水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を実施。</li></ul>
選定手順	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表。<ol style="list-style-type: none"><li>① コスト算出による定量的評価</li><li>② 事業者に移転されるリスクの検討</li><li>③ P F I 事業として本事業を実施することの定性的評価</li><li>④ 上記の結果を踏まえた総合的評価</li></ol></li></ul>
選定結果の公表	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本事業を特定事業として選定した場合には、判断の結果を評価内容と併せて法人ホームページ等において速やかに公表。</li><li>・ また、特定事業として選定しないこととした場合も同様に公表。</li></ul>

## 2 民間事業者の募集および選定に関する事項

### (1) 事業者選定基本的事項

- ・ 本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求める。
- ・ 事業者選定に当たっては、法人の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、維持管理能力および資金調達能力等を総合的に評価した上で決定する予定。

## (2) 募集および選定スケジュール



※ 上記のスケジュールは、現段階での予定であり、今後変更する場合がある。

## (3) 参加資格要件等

項 目	内 容
入札参加者の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加者は、本施設の「設計業務に当たる者」、「建設業務に当たる者」、「工事監理業務に当たる者」、「維持管理業務に当たる者」を含むグループであること。</li> <li>・ 入札参加者のうち、SPC（※）に出資を予定している者を「構成企業」とし、SPCに出資を予定していない者でSPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。</li> </ul>
構成企業・協力企業 ・ 代表企業の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加者は、資格審査申請時に構成企業または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。</li> <li>・ 構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が必ず資格審査の申請および入札手続を行うこと。</li> </ul>

複数業務の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。</li> </ul>
複数提案の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加者の構成企業およびこれらの企業と資本面または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成企業および協力企業になることはできない。</li> <li>入札参加者の協力企業のうち、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者およびこれらの企業と資本面もしくは人事面において関連のある者は、ほかの入札参加者の協力企業になることはできない。</li> </ul>

(※) S P C (Special Purpose Company) 特定目的会社。企業が資金を調達する目的などで設立する会社

### 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、法人と事業者が適正にリスク分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すもの。

#### (2) 法人による事業の実施状況の監視（モニタリング）

法人は、要求水準書で定めたサービス水準を事業者が順守していることを確認するため、本事業の実施状況、財務状況等についてモニタリングを実施。

### 4 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

#### (1) 立地条件

項 目	内 容
所在地	滋賀県野洲市市三宅
敷地面積	43,177.85 m <sup>2</sup> （県有地）
接道	市道市三宅竹生線
地域地区	市街化調整区域（建ぺい率 70%/容積率 200%）（都市計画法）
その他	野洲市景観計画
交通アクセス	J R 東海道本線（琵琶湖線）野洲駅から徒歩 17 分、自転車 6 分

なお、今回の P F I 事業の対象範囲ではないが、隣接する国有地（106,500 m<sup>2</sup>）に野洲市がグラウンド等の屋外体育施設を整備することを予定しており、高等専門学校が当該施設を活用することを想定している。

このため、高等専門学校全体の最適な配置という観点から、国有地の整備案に関して参考提案を求める予定である。

### 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合、法人と事業者は誠意をもって協議することとする。

## **6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

- ・ 事業者が実施する業務が事業契約に定める法人の要求水準を下回る場合、その他責めに帰すべき事由により、債務不履行またはその懸念が生じた場合、法人は事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。
- ・ 事業契約に定める事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

## **7 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項**

- ・ 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。
- ・ 事業者が本事業を実施するにあたり、財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、法人はこれらの支援を事業者が受けよう努める。

●事業全体スケジュール

参考



注：現時点の予定であり、今後変わる可能性がある。

●整備イメージ（滋賀県立高等専門学校基本構想 1.0 より抜粋）

JR野洲駅から1.3KM(徒歩約17分)

地理院地図より作成

JR野洲駅

国有地 県有地

Google

画像 ©2022 CNES / Airbus, Maxar Technologies. 200 m

県有地 (43,178㎡)		国有地 (106,500㎡)	
項目	内容	項目	内容
所在地	野洲市市三宅	所在地	
現状	自然林	現状	河川側帯、土砂の仮置き、ヘリポート等の防災活用がされている
区域区分	市街化調整区域	その他の条件	河川管理施設等構造令に基づく河川側帯(第1種/第2種/第3種)
用途地域	なし		
建蔽率/容積率	70%/200% <sup>※1</sup>		
高度地区	なし		
道路斜線	勾配1.25 <sup>※2</sup>		
隣地斜線	勾配1.25 <sup>※2</sup>		
北側斜線	必要に応じて定める		
日影規制	必要に応じて定める		

※1 滋賀県条例「建築基準法に基づく建築物の形態規制」より  
 ※2 「野洲市市街化調整区域における地区計画制度の適用基準」より

- 自然に囲まれた広大な校地と企業集積を活かした多様な教育・学生生活・実習フィールド。(企業や国土交通省との連携、将来性)
- 市が国有地に河川防災ステーションとしてグラウンド等を整備。平常時は高専との一体的な活用を図る。

●施設構成イメージ

部門（機能）	内容	延床面積	
		内 訳	合 計
校舎部門	普通教室、専門科教室、実習工場、実験室、管理諸室等	13,400 ㎡程度	19,500 ㎡程度
屋内体育部門	体育館	1,800 ㎡程度	
福利厚生部門	食堂・売店、学生寮	2,100 ㎡程度	
図書・交流部門	図書館、自習室、ホール、研究室等	2,200 ㎡程度	
外構その他	正門、通用門、学生広場、市民広場、学生用駐輪場、市民用駐車場、自然公園、どんぐり広場およびどんぐり広場への道（現況保存部分）		